

〈論文〉

第二次オルテガ政権下の ジェンダー平等政策とフェミニズム運動 ——ニカラグアのジェンダー・クオータと 実質的代表をめぐって——

松久玲子

はじめに

女性の政治参加を推進する世界的な動きの中で、ジェンダー・クオータは最も人気のある効果的な制度的装置として採用されている¹⁾。ラテンアメリカでは、1991年にアルゼンチンで法律型の候補者クオータが導入されて以降、現在までに17か国で法律型のジェンダー・クオータ制が導入され、その結果女性議員数が大幅に増加している。女性の政界進出がある程度達成されたラテンアメリカにおいて、女性議員の増加が女性にとって有益なジェンダー平等政策の成立に結びついているかを検討するべき時期に来ている。本論では、女性の政界進出が著しいニカラグアを事例として、女性議員の増加に見る記述的代表（女性議員の割合）とジェンダー平等政策の効果という実質的代表（政治的成果）の関係を考察する²⁾。

人間開発指標で125位のニカラグアは、ジェンダー・ギャップ指標（GGI）では世界で12位という高い評価を得ている（2015年）。困難な経済状況にもかかわらず、教育、健康における男女格差が少ないことと、ニカラグアにおける女性の高い政界進出率が、貧困国であっても、ジェンダー平等を達成できる事例として国際社会で評価されているのである。ニカラグアで

は、1990年に女性大統領が選出され、現在では国会の全92議席中、39議席(42.4%)を女性議員が占めている³⁾。また、全閣僚16名中、女性大臣は7名、副大臣4名、市町村では153地方自治体の首長の内72名、副市町村長の内62名が女性である(2013年)。

2007年の国政選挙以降、女性の政界進出が第二次オルテガ政権⁴⁾のもとで達成された。政権党サンディニスタ民族解放戦線(Frente Sandinista de Liberación Nacional、略称FSLN)のもとで、ジェンダー平等政策が推進され、民衆層の女性の組織化と動員が行われている。一方で、FSLNとフェミニズム組織との対立が深まり、フェミニズム組織はFSLN政治が女性の自律的意思決定を阻害し、真の女性の政治参加を狭めるものだと批判している。本論では、こうした状況のもとで女性議員の増加(記述的代表)によりどのようなジェンダー平等政策が推進され、政治的成果(実質的代表)が担保されているのかを検証する。

I. 先行研究と問題の所在

ジェンダー・クオータに関する研究はジェンダー研究と政治学の分野において急速に発展した。クオータ制に関する先行研究は、政治学の分野において、クオータ制の論拠を巡る理論的研究およびクオータ制の制度的側面や導入過程を研究したものがある(辻村2011; 三浦まり・衛藤幹子2014)。クオータ制が導入される政治的条件については、比較政治学での実証研究により、女性運動、政治的エリートの戦略的判断、国際圧力、政治文化・規範との親和性が指摘されている(三浦・衛藤2014: 236)。

ラテンアメリカ地域におけるクオータ制の現状については、国本(2015)がラテンアメリカ20か国の女性の政治参加について論じる中で、クオータ制の導入状況を概観している。ラテンアメリカの法律型クオータ導入過程については、法的側面、制度的側面からの研究が行われている(菊池2010, 2013; Hernández 2011; Piatt-CoCrocker 2011; Piscopo 2015)。ピアット(2011)は、アルゼンチンの法律型クオータ制の導入が、他のラテンアメリカ諸国に

波及した過程を分析し、国際的普及の理論的視点と外的・内的要因からラテンアメリカ 12 か国における政策拡大過程とその後について述べている。1990 年以降、ラテンアメリカ地域では国際会議や地域会議を通じて女性たちの間のネットワークが出来上がった。北京会議やそのプレ会議、「女性差別撤廃条約」(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、略称 CEDAW) などにより女性の国家間組織や NGO によるクォータ制導入への機運が高まった。ピアットは、規範、価値、政策の普及研究の総合的なアプローチは、外的、内的な決定要因の結びつきを含むべきであると述べ、ラテンアメリカの法律型クォータを説明するためには、女性会議や国際組織などの外的な要因と政党、官僚機構、政治家、女性組織などの内的要因を統合する必要性を指摘している。

菊地 (2010) は、クォータ制導入にあたり女性運動の支持と超党派的な活動の貢献を指摘した。また、運用の実態を検討し、候補者クォータが女性議員数を効果的に増加させるためには違憲判決を避ける論理的・法的根拠や女性候補の名簿順位などの具体的な規定が必要であると述べている。また、保守的な女性上院議員の増加によりジェンダー関連法案の採択率が低下していることを指摘している。そして、「女性議員が増えたとしても、既存の政治制度の影響により、それが必ずしも女性の利益の増進に直接つながっているとは限らない」と述べ、記述的代表と実質的代表の齟齬を指摘している。

記述的代表は、①少なくとも、ある問題について男女間の政治的姿勢が異なる、②それらの違いは、男性と女性議員によって反映される、③女性の代表は、男性よりも有権者の女性に近い、ということをも前提としている。しかし、しばしば指摘されるように、「女性」は同質的な集団ではなく、階層やエスニシティにより利害や関心が異なる。フェミニズム運動の目指すものが、必ずしも女性市民の選好と一致するとは限らない。しかし、女性たちの共通の経験をもとにフェミニズム運動が一連のジェンダー政策の立案に関わり、牽引してきたことも事実である。

ニカラグアにおける 1990 年から現在のフェミニズム運動については、新

自由主義政策の下で経済的な困難からフェミニズム組織の活動が停滞し、次第に国際援助の下で NGO 化していく過程でのフェミニズム運動の変化が論じられている (Babb 2001; Kampwirth 2004; Weber 2006)。また、1990 年代に設立された代表的なフェミニズム組織「出会いの場 (Encuentros)」が、1990 年以降から現在までのフェミニズム運動の動向を詳細な資料とともにまとめている (Cuadra & Jiménez 2009)。さらに、1990 年代から対立が続いていたフェミニズム組織と政権復帰ともなうオルテガ政権との関係については、女性の政治参加 (Masri 2012)、人権やリプロダクティヴ・ヘルス & ライツ (Kampwirth 2008) などの視点から論じられ、2006 年の選挙を中心に社会運動と国家の観点から『ラテンアメリカ研究紀要 (Bulletin of Latin American Research)』で特集が組まれている (Jubb 2014)。

本論では、フェミニズム運動の要求と政党の関係に着目し、ジェンダー平等政策の立案という政治の場で、記述的代表が女性の自由な意思決定や自律性を含む実質的代表を担保しているのかを考察する。その判断基準として、女性議員の投票の自律性がどの程度保証されているか、ジェンダー平等政策の立案・実施への参加が女性組織や NGO などに開かれているかどうか、行政府の独走を抑制する水平的アカウンタビリティが機能されているかどうかの点に着目して考察する。

Ⅱ．ニカラグアにおけるジェンダー・クオータ制の導入と現状

ニカラグアにおける女性の政界進出は、2011 年の総選挙まで必ずしも進んでいたとはいえない。ニカラグアは一院制をとっており、ニカラグアで初めての女性大統領を選出したチャモロ政権以降の国会における女性議員の割合を見ると、表 1 に示すように 2011 年の総選挙以前は特に女性議員が多かったわけではない。

チャモロ政権から三代続いた新自由主義政権下で、ボラーニョス政権時代に女性議員の割合が増加した。その理由は、2000 年から実施された政党クオータ制の導入である。2000 年以降、選挙で政党または政治集団が勝ち

表 1 1990 年以降の女性国会議員の割合

政権	任期	女性議員の割合 (%)
チャモロ政権	1990.4-1997.1	14.8
アレマン政権	1997.1-2002.1	10.8
ボラーニョス政権	2002.1-2007.1	20.7
オルテガ政権 (第一期)	2007.1-2012.1	18.5
オルテガ政権 (第二期)	2012.1-2017.1	40.2

出所: CEPAL、<http://www.cepal.org.oig.WS/> (accessed 2016.5.1) より作成。

取った投票数に応じて選挙リストから当選者を出す政党型クォータ方式が採用された。候補者リストの順位は、いわゆるジッパー方式で、男女交互に候補者をリストに載せる。地方選挙、市町村選挙、中米議会の議員選挙もこれに準じるが、これに反した場合の罰則規定はない。これに先立ち、FSLN は、1998 年に政党綱領 106 号で女性議員の割合を 30% とするクォータ制を実施することを決定した。サンディニスタ革新連合 (Alianza del Movimiento Renovador Sandinista、略称 MRS) は少なくとも男女とも 40% 以上を占めることを定め、立憲自由党 (Partido Liberal Constitucionalista、略称 PLC) は 2005 年に女性と若者に 40% を割り当てた。この年には、第一回の選挙において 35% の投票を獲得すれば大統領に当選とするという選挙協定が、二大政党である FSLM と PLC の党首の間で結ばれ、二大政党に有利な選挙法改正が行われた。この選挙協定は、少数政党の活動を弱体化させるという大きな批判が市民社会からあった。

2006 年 10 月の大統領選挙では、オルテガが投票数の 38% を獲得して第一回の投票で辛勝した。2006 年の総選挙における国会および中米議会の政党別女性議員の割合を見ると、表 2 に示すように他政党と比較して、FSLN の女性議員の割合が高い。中米議会議員も、FSLN の女性議員の割合は 50% に対し、PLC は 33%、MRS は 25% である。

2008 年 2 月 14 日にオルテガ政権のもとで、「権利と機会の平等法」(Ley

表 2 2006 年総選挙における政党別女性議員数とその割合

政党	女性議員数 (%)	男性議員数 (%)	合計	政党内での女性の 占める割合
PLC	2 (2.2%)	24 (26.5%)	26 (28.8%)	7.6%
FSLN	12 (13.3%)	26 (28.8%)	38 (42.2%)	31.6%
ALN	2 (2.2%)	20 (22.2%)	22 (24.4%)	9.0%
MRS	1 (1.1%)	3 (3.3%)	4 (4.4%)	25.0%
合計	17 (18.8%)	73 (81.2%)	90 (100%)	

出所: Manuel Ortega Hegg, “Nicaragua 2006: el regreso del FSLN al poder” *Revista de Ciencia Política*, Volumen Especial, 2007: pp. 205–219/ より筆者作成。

de Igualdad de Derechos y Oportunidades: Ley No. 648) が可決され、50% のジェンダー・クォータ制の導入が定められた。オルテガ大統領が憲法により禁じられた連続再選を果たした 2011 年の総選挙では、女性の国会議員数は 40.2% に達した⁵⁾。2012 年 5 月 23 日には、選挙法 (Ley No. 790) を改正し、国会および地方議会の男女議員の割合を 50% とした。2012 年 11 月 4 日に実施された地方選挙において、FSLN は 153 の市町村のうち 127 で与党となった。市町村の首長にしめる女性の割合は 40.1%、地方議会にしめる女性議員の割合は 24% となった。2006 年および 2011 年の選挙結果を見ると、FSLN の女性議員数の増加がジェンダー・ギャップ指数における女性の政治参加指標を押し上げたといえよう。

しかし、国会で女性議員・閣僚の数は増えたが、女性の大臣は教育、保健などに偏り、内務省、防衛省、労働省、警察トップなど重要ポストは男性が占めた。また、第一期オルテガ政権では、はじめの 3 ヶ月で更迭された 3 人の大臣の全てが女性だった。家族省と女性機構 (Instituto Nicaragüense de la Mujer, 略称 INIM) では大臣が 5 人、環境省では 2 人、文化庁では 4 人替わったが、これもすべてが女性だった。

ニカラグアのジェンダー・クォータ制導入に関しては、外的要因として国際援助を前提とした国際社会のジェンダー平等政策の影響を指摘することが

表3 2011年総選挙における政党別の女性議員数とその割合

政党	女性議員数 (%)	男性議員数 (%)	合計	政党内での 女性の割合
FSLN	33 (36.7%)	29 (32.2%)	62 (68.8%)	53%
PLI	3 (33.3%)	23 (25.6%)	26 (28.9%)	12%
PLC	0 (0%)	2 (2.2%)	2 (2.2%)	0%
合計	36 (40%)	54 (60%)	90 (100%)	40%

出所: Misión de Observación Electoral UE、Nicaragua 2011、Informe final sobre las elecciones generales y al parlacen. www.moeue.nicaragua.eu (accessed 2019.6.5.2) より作成。

できる。ニカラグアは、重債務貧困国に認定されている。2001年に貧困削減戦略ペーパーが完成し、債務救済に関する協議が行われた。2002年に新規貧困削減成長ファシリティーに関して国際通貨基金（IMF）との合意に達し、2003年には「国家開発計画」が策定された。2004年1月には重債務貧困国債務救済計画の完了時点に到達し、対外債務60億ドルの内45億ドル相当の債務免除がみとめられた。まさにこの時期に、保守的なボラーニョス政権のもとで政党クオータが導入された。オルテガ政権においても最重要課題は貧困削減であり、国際援助に依存している。「権利と機会の平等法」は、国際社会のジェンダー平等政策の方向に合致するものである。

また、内的な要因としては、政権党FSLNの主導的役割があげられる。その背景を探る前に、FSLN政権下の「権利と機会の平等法」をはじめとする一連のニカラグアにおけるジェンダー平等政策について見てみたい。

Ⅲ. ジェンダー平等政策の推進

三代続いた新自由主義政権のもとでは、ほとんど進展のなかったジェンダー平等政策は、FSLNの政権復帰以降さまざまな政策が矢継ぎ早に推進された。

FSLNは、第一次サンディニスタ政権（1984～1990年）の下で、女性労働

者の権利を拡張する女性政策を実施してきた。その尖兵となったのが、ルイサ・アマンダ・エスピノサ女性連盟（La Asociación de Mujeres Nicaragüenses “Luisa Amanda Espinoza”、略称 AMNLAE）だった。第一次サンディニスタ政権では、一連の男女平等政策、女性労働者保護政策が AMNLAE の主導ですすめられた⁶⁾。しかし、女性を対象とした法改正や政策とは裏腹に、サンディニスタ政権下で女性の地位向上と実質的男女平等は思ったほど進まなかった。FSLN において、男性優位と権力の非対称的關係は依然として続いていた。特に、米国の経済封鎖やコントラとの内戦が激化する中で、次第に AMNLAE は FSLN の政治的動員のための下部組織としての役割が第一義となり、女性独自の要求はブルジョア的として抑圧されていった。その中で、FSLN の党派活動から独立したフェミニズム組織が、女性自身の身体に関する自己決定（避妊・中絶）や意思決定への参加などを要求する活動を展開した。1990 年に FSLN が選挙で敗北したことを契機に、フェミニストによる FSLN 批判が顕在化した。第一次サンディニスタ政権を率いたオルテガ大統領の義理の娘に対するセクハラ行為は、フェミニストにより糾弾された。AMNLAE も、オルテガ率いる FSLN 批判を公然と行った。

1990 年から 2006 年までの新自由主義政権は、カトリック保守派の影響が強く、ジェンダー平等政策は後退した。民法、刑法の改正を試み旧来の伝統的な価値観を復活しようとした。1992 年刑法改正によりホモセクシュアルを禁止した。この間の唯一の前進は、1998 年の女性に対する姦通罪の廃止である。

2007 年に FSLN が政権に復帰して以降、女性を対象としたさまざまな法律が策定され、施行されてきた。2007 年以降、ジェンダー平等に関する 15 の法律が通過した。2007 年 6 月には子どもの認知を請求できる「父親と母親の責任法」（Ley de Responsabilidad Paterna y Materna: Ley No. 623）が公布された。同日に、労働条件を含む最低賃金に関する労働法改正が行われた。労働法の改正は、マキラドーラで働く女性たちを視野に入れた法律改正だった。2008 年 3 月 12 日には、前述の「権利と機会の平等法」が公布された。

この法律では、8条において政治権力の行使における男女の平等が唱われ、その実現のために9条で「国家、地方、市町村、中米会議において選挙される男女の割合を確立する」ことが明記された。2010年6月には、「権利と機会の平等法規則」(Ley No. 648)が制定された。「権利と機会の平等法規則」では、権利の平等、機会の平等、責任の共有、多様性を原則に置き、7条では「国政選挙、地方選挙、市町村選挙、中米議会選挙において男女50%ずつの割合を確立する」と規定し、政治分野だけではなく、経済、教育、健康、情報分野における平等を定めている。さらに、前述したように2012年に選挙法改正(Ley No. 790)を行い、政党あるいは連立政党は選挙候補者リストを男女とも50%にしなければならないと定めた。

その他にも、2010年7月14日に、農村女性を対象としたジェンダー平等な土地購入基金創設法(Ley Creadora del Fondo para Compra de Tierras con Equidad de Género para Mujeres Rurales: Ley No. 717)と妊娠と多産分娩の家族特別保護法(Ley Especial de Protección a las Familias en las que hay Embarazos y Partos Múltiples: Ley No. 718)が公布された。2012年には、FSLNの国会議員A.A. パラシオス(Alba Azucena Palacios Benavides)が家事労働者条約の批准の議案を提出し、可決された。2013年2月13日には、INIMが廃止され、女性省(Ministerio de la Mujer)が設立された。同日に、8月第一週を母乳の週とする法律を可決した。同年7月12日に、「女性への暴力に対する総合法」(Ley Integral contra la Violencia hacia las Mujeres y de Reformas a la Ley No. 641 “Código Penal”: Ley No. 779 以下 779号法)が成立し、刑法改正が行われた。また、2013年にオルテガ政権は、貧困対策として農村部でも貧困撲滅・生産振興を目的として「飢餓ゼロ(Hambre Cero)」と「高金利ゼロ(Usura Cero)」の女性向けプログラムを策定し、強力な財政出動を行っている。

現オルテガ政権は、女性の権利とジェンダー平等を推進するトップダウン式のプログラムを導入するオフィシャル・フェミニズムを推進し、第一次サンディニスタ政権から続く女性解放運動の後継者としての正統性を誇示する

ことで、女性層の集票をはかった。後述するように、現状は政府とフェミニズム組織の間には抜きがたい不信感と対立が存在する。ニカラグアにおける女性の政界進出が、政治参加における女性の自由な意思決定や自律性を保障するものか、次節では主要なジェンダー平等関連法の背景を検討することにより明らかにしたい。

IV. ジェンダー平等政策の背景と女性の政治参加

(1) 「権利と機会の平等法」成立の背景

選挙におけるクォータ制の導入を決定づけた「権利と機会の平等法」は、可決に至るまでに実に 11 年間棚上げにされていた。2005 年にも議会に上程されようとしたが、可決寸前に、カトリック司祭会議が可決停止を要求し頓挫した。反対の理由は、法律で使用した「ジェンダー」という用語が「男性と女性の本質を曖昧にし、性による自然な相違を否定するもの」で、「ジェンダー」は、「男性と女性」に替わり、ヘテロセクシュアル、ホモセクシュアル、バイセクシュアル、トランスジェンダーを含む概念だからというものだった (*Revista Envío* no.312, 2008.3 “Nicaragua Breve”)。しかし、2008 年の「権利と機会の平等法」においても「ジェンダー」という言葉が使われているが、この時はカトリック教会からの強い反対はなく、議会では 92 名の議員中 80 名の賛成を得て可決された。

2007 年の総選挙に先立ち、オルテガは、大統領選挙戦でカトリック教会と手を結ぶ戦略をとり、「国民の団結と宥和」を掲げた。オルテガは、それまで合法化されていた人工中絶に反対し、合法としていた母体に危険を伴う妊娠に対する人工中絶を認めない考えを示し、カトリック教会のマナグア前枢機卿ミゲル・オバンドに謝罪した。さらに、選挙後にはオバンドを「平和と和解委員会」の委員長に任命した。また、2008 年に大統領に就任すると、あらゆる人工中絶を非合法化し、罰則規定を設けた。「女性自立運動」(*Movimiento Autónoma de Mujeres*, 略称 MAM) をはじめとするフェミニズム組織は、この決定を CEDAW で保証された「性と生殖の権利」の侵害とし

て強く反発し、大々的なキャンペーンを行った。2008年7月15日に、「中絶無罰化戦略グループ」(el Grupo Estratégico por la Despenalización del Aborto)が最高裁判所に母体保護のための中絶の禁止を明記した新刑法の違憲申立てを行った。カトリック教会の支持を取り付けるため、オルテガ大統領が人工中絶をめぐるカトリック勢力と鋭く対立していたフェミニスト組織を切り捨てたことにより、オルテガ大統領とフェミニズム組織の対立は決定的となって行った。

オルテガ大統領と対立するフェミニズム組織への集中攻撃は、選挙前夜から始まり大統領就任後もさらに続いた。ロシータ事件⁷⁾で、MAMの9人のフェミニストが起訴された。起訴理由は、性的暴力により妊娠した9歳の少女ロシータに非合法的な堕胎を行い、法律を犯したというものである。2008年に検察はMAMの事務所に押し入り、NGO資金の洗浄と堕胎をそそのかした罪を追求した。また、MAMとともに選挙不正を追求していた「市民コーディネーター」に対し、NGOの不正経理疑惑があるとして事務所の強制捜査を行った。これに対し、国内および国際的に大きな非難の声が上がったため、政府は取り調べを断念したが、フェミニズム組織は政府と女性の人権を巡って全面的な対決状態に入った(Cuadra y Jiménez 2009)。

また、オルテガは自分自身のセクハラ疑惑以来、フェミニズム運動の方向性を模索してFSLNから独立しNGOとなったAMNLAEに対して、活動の拠点としていた全国で60箇所ある「女性の家」(Casa de Mujeres)をFSLN傘下の新たな組織「サンディニスタ女性運動」(Movimiento de Mujeres Santinistas、略称MMS)に引き渡すように要求し、さらに元FSLN議員ドラ・セレドン(Dora Zeledón)がAMNLAEの代表から退くように圧力をかけた(*Revista Envío*, no.320, 2008 Marzo)。

2012年のジェンダー・クオータ導入のための選挙法改正は、オルテガ大統領がこうした対立の中で、3月8日の「国際女性の日」に向けてアピールするために、3月3日に議会に提案したとも言われている(*Social Watch*, 2012.3.6)。オルテガ政権は、政権に批判的な立場をとるフェミニスト組織に

対して締め付けを行う一方で、国際社会の方針に沿った「権利と機会の平等法」などのジェンダー平等政策を推進した。第一次サンディニスタ政権時代から活動を担ってきたフェミニズム組織を排除し、独自のオフィシャル・フェミニズムによる女性政策を実現し、ニカラグア革命時代からの女性解放の後継者・推進者としての正統性を示すことで、国際的にアピールし、国内的には女性層の支持を獲得しようとした。

(2) 「女性への暴力に対する総合法（779号法）」

2012年6月22日に、オルテガ政権のもとで「女性への暴力に対する総合法」が全会一致で可決された。しかし、その1年3ヶ月後、2013年9月25日に、調停に関する修正を含む改正が行われた。

女性への暴力に関する法律は30年以上の歴史を持っている。ニカラグア革命の中でAMNLAEから家庭内暴力に関して問題提起され、憲法36条に組み入れられた。女性に対する暴力に特化した法律の必要性が認識される中で、1992年にセクハラや女性への犯罪を視野に入れた刑法改正（Ley No. 150以下150号法）が、超党派の女性議員の支持により可決された。1994年には、「女性に対する暴力の予防、処罰、撤廃するための条約」がラテンアメリカ域内で採択され、それを受けて1996年に「家庭内暴力の予防と処罰のための刑法改正」が可決された。150号法を含めたこれまでの刑法では、家庭内暴力において女性に対して暴力をふるう「元」夫や「元」恋人、「元」パートナーは視野に入っていなかった。また、経済的暴力⁸⁾の概念もなかった。こうした問題を踏まえ、2010年に「マリア・エレナ・クアドラ女性労働者運動」(Movimiento de Mujeres Trabajadoras y Desempleadas “María Elena Cuadra”、略称MEC)を中心とした女性組織により12,000人の女性の署名が集められ、国会に議案が提出された。

当初、この議案は国際女性の日までに可決されるはずだったが、最高裁判所が2011年に法案を提出することになり、議案は先送りされた。FSLNは最高裁判所案を通そうとしたが、フェミニズム組織は両方の良い部分を合わ

せた議案の提出を主張した。国会の法制委員会委員長と「女性と子ども委員会」委員長が委員会で両案を検討し、両方を折衷した新たな議案が作成された。その過程で、法案の「目的」は MEC 案が採用され、調停の禁止は最高裁案が採用された。最高裁案は、調停を認めるには暴力から生還した者に対して国家による効果的な保護が保証されねばならないが、その状況が整っていないという理由で調停を禁止した。結果的に、2案から 779 号法が作られ、全会一致で可決された。当時は議会での FSLN の勢力は現在ほど強くなく、FSLN はフェミニズム組織の提案を受け入れた。FSLN は、人権への配慮をアピールするショーケースとして法律を通過させたともいわれている (*Revista Envío*, no.396, 2015 Marzo)。

779 号法は、2013 年 7 月 22 日に施行された。しかし、その後 2 ヶ月間でこの法律に対する違憲申立てが相次いだ。最高裁判所の中でも、被害者と加害者間の調停を認めないのは違憲だと主張する判事と、政治問題になることを恐れ、改正を認めないという意見をもつ判事があった。最高裁判所長官のラモス (Alba Luz Ramos) は 779 号法を守るために、女性組織からの意見陳述を受けたが、最高裁判所内の反対派の強力な抗議にあった。

この間 2 年にわたり、779 号法の運用に関して調査もないままに最高裁判所は突然態度を変え、何らかの修正は不可欠として国会に 30 条、32 条、46 条の修正⁹⁾を提案した。2012 年の調査では、調停後に再度暴力や報復がなされ、8 名の女性が殺害されたことが判明した。また、女性に対する暴力が立件された後の調停において、女性に対する暴力や強姦に関する知識を持った調停者が確保されていないことも指摘された。調停に応ずるかどうかは任意だが、当事者の女性個人にその判断が委ねられる。こうした問題の解決が示されないまま法改正することに、フェミニズム組織は大きな危惧を表明し、改正に反対し調停の違憲申立を準備している。

779 号法の改正に対して、国会議長のパラシオスは改正に反対を表明し、FSLN 議員の 4 人が反対した。当初、FSLN は党としての態度を保留していたが、最終的に執行部から改正へ賛成するように指示があった。PLC の 2

議員および MRS の 2 議員も改正に反対し、3 時間におよぶ議論の後に 84 票の賛成をもって改正案が可決された。カトリック教会は 779 号法が家族に対する攻撃だと強く反発しており、改正の議論ではカトリック教会の意向が強く反映された。改正議論では、法律論争は殆ど無く、女性が家族の結束を図る義務について議論され、調停の条項が入れられた。(Revista Envío, no.388, Noviembre 2013)。この経過を見ると、暴力を受けた女性の立場よりも党略が優先され、投票において FSLN により党議拘束がかけられ、女性議員の意思決定における自律性は発揮されなかったといわざるをえない。

779 号法には施行法規則 (regulamentos) が作られ、2 つの条項が加えられた。規則 42 では、法律本来の女性の権利を守るという目的が家族の権利を守るものへと変更された。規則 43 は題そのものが女性ではなく「ニカラグアの家族を強化し暴力から守るための政策」となった。また、施行法規則 43 により伝統的な家族の結びつきを維持するために、家族審議会 (Consejerías Familiares) が設立された。本来の暴力を受けた女性の保護という法律の立場が伝統的な家族回帰へと転換した。

(3) 「家族法」と伝統的家族への回帰

ニカラグア初の家族法 (El Código de la Familia: Ley no.870) が、2014 年 6 月 24 日に国会で、64 票の賛成をもって可決された。2014 年 10 月 8 日に政府公報で公布され、2015 年 4 月 6 日に施行された。それまでに 1994 年、2004 年、2008 年にも家族法を提出する試みがあった。何度も家族法草案が作成されたが、カトリック教会との家族をめぐる価値観の対立が成立を頓挫させていた。

ニカラグア革命以前には、家族関係の法律は民法で規定されていた。1987 年憲法で、非嫡出子と嫡出子の区別をなくし、離婚は夫婦の一方の申立で可能となった。また、家族における男女平等や、安定した事実婚を認め、性の多様性を許容していた。チャモロ政権のもとで、1994 年に夫婦一方の側からの離婚申立を認めない法改正が提案されたが、否決された。一方、ホモセ

クシュアリティは処罰の対象となった。そして、2007年からオルテガ政権のもとで家族法の議論が再開された。

2011年3月31日に、法制委員会と「女性・青年・子ども・家族委員会」は、議会事務長から家族法に関する議論を開始するための諮問を受けて審議に入った。審議には、ユニセフ、国連人口基金や裁判所、NGOなどから幅広く意見聴取が行われた。参考人のひとりとしてMECの代表マーサ・ソリス (Martha Solís) も意見を述べている。審議により修正が行われ、家族法の国会上程を妥当とした報告書が両委員会の名でまとめられた。

家族法は、前文、家族、親子関係、親権、家族の援助と後見、高齢者の扶養、養子手続きに関する条項から構成されている。フェミニズム組織は、これまでバラバラに存在していた家族に関する規定が統合されたことを評価しているが、一方で家族モデルを男女の婚姻に基礎を置く核家族としており、現実のニカラグアで多くの部分を占める単親家族や性の多様性に目配りがされていないことを批判した。

最大の批判があったのは前文の第32条から35条で、2011年の草案にはなかった「家族・コミュニティ・生活政府」(Gabinetes de la Familia, la Comunidad y la Vida) の設置が加えられたことである。「家族・コミュニティ・生活政府」は、県、市町村のレベルで設置され、共同体で生活するすべての人びとから構成される。その目的は、「キリスト教の価値観、社会主義的理想、連帯の実践を鼓舞する」¹⁰⁾とされている。政府に批判的なフェミニズム組織は、この機関がFSLNの党組織である「市民政府」(los gabinetes de poder ciudadano) を政府機関として制度化したものであり、779号法で設置された「家族審議会」とともに、FSLN政府が家庭を管理するための鎖となることを危惧している (*Revista Envío*, No. 398, 2015 Mayo)。制度化された国家機関により国家権力が私的な領域である家庭に介入する可能性が指摘された。

女性の権利をめぐるフェミニストの闘いは、保守的なカトリック勢力との間に大きな軋轢を生じさせてきた。現オルテガ政権は、カトリック保守派との宥和をはかることにより女性政策推進の実績を上げることができた。しか

し、女性政策の成立背景と過程を見てみると、女性の身体に関する自己決定権の排除があり、女性保護が家族保護にすり替えられている。女性が個人として暴力から解放される環境を保証することがないがしろにされ、調停を通じて女性を家族の中に引き戻し形式的家族を守ることは、ジェンダー平等の前進ではなく後退であろう。

V. 女性を対象とした貧困プログラムと女性のエンパワーメント

現在もニカラグアの最大の課題は貧困削減である。オルテガ政権は、女性の経済的機会を改善するために都市、農村地域の貧困撲滅プログラム「飢えゼロ」「高金利ゼロ」を実施し、強力な財政出動を行っている。こうした女性向けプログラムが、女性のエンパワーメントを後押しするものであるかを検証することにより、オルテガ政権のジェンダー平等政策の本質的特徴を考察する。

「飢えゼロ」プログラムは、2007年にFSLNによって導入され、表4に示すように受給者数を拡大してきた。農村女性とその家族に対して、農業栽培用の種子、種づけされた雌牛・雌豚、6羽の雌鶏、雄鶏1羽と3ヶ月分の餌と薬、家畜用の小屋の材料を提供する経済援助を行う。一人あたり1500ドルを支給し、繁殖させた家畜や余剰野菜を販売して収入を得る。プログラムの受益者は、農林省(MAGFOR)の技術指導と女性のための農業技術訓練を受ける。受給条件は女性であること、1マンサーナ以上の土地を所有すること、共同体の他の受給者とともに組合(colectiva)を作り生産利益の20%を貯蓄することである。

このプログラムの成果については経年的な検証がいくつかの市民組織によ

表4 「飢えゼロ」の受益者数

2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	計
5000	14,000	15,000	14,053	33,300	81,353

出典: IEPP, 2011. p.22

り行われている (FIAN 2008;Kester 2009; IEEPP 2009,2010)。IEEPP (2010) は、プログラムの受益者数が期間によりばらつきがあり、その効果に対して公的な統計が示されておらず、プログラムの透明性が確保されていないことを指摘している。また、プログラムには多分に党派的な性格があり、効果に対する十分な検証が行われていないと批判している。プログラムの受益者は、各共同体の「市民政府」により選抜されるが、その委員は FSLN 党员により構成されている。受益者は FSLN の支持者に偏りがちで、表 5 に示すように、FSLN が首長をつとめる貧困率の低い市町村のほうが、PLC が首長を務めるより高い貧困率の市町村よりも多くの受益者を出している。

「高金利ゼロ」プログラムは、都市の女性を対象として信用貸付を改善するため、米州ポリバル同盟と国立農村信用金庫組合 (ALBA-Caruna) による財政援助を受け、商工業開発省 (MIFIC) と教育省が管轄するマイクロクレジット (小規模貸付) プログラムである。2008 年の政令により、「市民政府」が商工業開発省の管轄の下で、プログラム普及に携わることになった (大統領令 no.7, 2008)。2010 年までの 3 年間で 144 の市町村において 82,643 人の女性たちがこのプログラムを利用した。ローンは新しいビジネスを始めるか、継続するためのもので、返済すると新たにローンが組める。1 人が 240

表 5 2010 年の「飢えゼロ」プログラム受益者と貧困率

市町村	2010 年の受益者数	貧困率 (%)	全国貧困率順位	受益者世帯の割合 (%)	2008 年の政権党の議員の割合 (%)
Jinotega	1,422	45.7	69 位	19.7	FSLN (50.1)
Matagalpa	1,180	37.1	90 位	11.8	FSLN (54.2)
Rosita	795	77.0	6 位	24.6	FSLN (55.5)
El Tortuguero	193	87.4	1 位	6.2	PLC (87.2)
Siuna	1,455	75.5	8 位	17.7	PLC (57.5)
Cua-Bocay	669	65.8	18 位	13.5	PLC (63)

出典: IEEPP 2011, p. 29 より作成。

ドルまで、グループで6~8ヶ月返済のローンを組める。利息は4%で、借りた女性が返済不能なときはグループで返済する。5人から10人のグループにローンの貸付が認められた場合、貸付前にビジネスプランをつくるための2日間の訓練を受ける。

このプログラムの成果に関する調査は米州ポリバル同盟 (ALBA) の資金援助によるため、ほとんど行われていない (Chakarova 2012; Mariski 2012)。事例調査として2013年に行われたエステリの「高金利ゼロ」プログラムの報告では (Rodríguez et al. 2014)、146市、3843地区 (barrios) において380,969の貸付が実施されていた。このプログラムは、2008年から「市民政府」により実質的な運営が行われてきた。国立技術研究所 (INATEC) の協力の下で、年2回の講習を受けるボランティアの若者により技能訓練が行われる。エステリでの受益者層は、37%が初等教育レベル、31%が中等教育レベルで、職業教育を受けたものは8.5%にしか過ぎない。16.9%は非識字者で、ほぼ、60%がシングルマザーを含めた独身である (Rodríguez et al. 2014: 28)。この貸付金によって、受益者の30.5%が雑貨店を営んでいる。そのほかに、装身具店、洋服店、古着屋が19.8%、食べ物の行商が18.6%など、いずれも専門技術が不要な小規模な小売業が多い。生計を立てるためという理由が貸し付けを受けた理由で一番多く、91.4%が一人で営んでおり、44.3%は経理簿をつけていない。ほかの30.4%も経理記録の必要性を認識していない。多くの受益者がプログラムによって収入が増加したと述べているが、ほとんどが事業の再投資には使われず、小規模経営のままであると報告されている。

興味深いことに、受益者のうち53.2%が「市民政府」を通じてこのプログラムを知ったと述べている (Rodríguez 2014: 26)。このプログラムが導入された当初から、「市民政府」がプログラムの調整と女性の連帯グループの組織化を始めた。18%が友人から、15.7%が他の受益者からの情報で、13.2%がマスメディアを通じて知ったと答えている。

これらのプログラムは、女性を対象とした貧困削減プログラムと位置付け

られるが、プログラムの運営に FSLN の下部機関である「市民政府」が深く関与している。給付が「市民政府」の調整機関を通じて行われることにより、貧困対策プログラムが政党に帰属するかのような印象を与えている。プログラムコーディネーターのひとり、このプログラムは女性のエンパワーメントに貢献していると評価しているが、一方「FSLN 政府のおかげで、またオルテガ大統領の働きでこのプログラムが実施された」と述べ、政権党のプログラムとして認識している (Frente Negro 2010)。

また、家族法において「市民政府」が「家族・コミュニティ・生活政府」の運営機関として位置づけられていることから、「市民政府」の関心が家族をベースとしたコミュニティの組織化に他ならないことは明らかである。2つの貧困削減プログラムは、女性を対象に補助金を出しているが、実際は家族福祉プログラムとして機能し、受給する女性に対する技能訓練や講習は形式的なものにすぎない。女性が受給者として客体化され、自立した事業者として成長するための施策とは言い難い。プログラムは、個人としての女性のエンパワーメントをめざすよりも、FSLN が貧困層の女性を組織化するための福祉プログラムの性格が強い。

結論

サンディニスタ政権は、ジェンダー・クォータ制の導入を含めたジェンダー平等政策を牽引してきた。一連のジェンダー平等政策推進の外的要因として、重債務貧困国であるニカラグアに対する国際社会によるジェンダー平等政策の強い影響があげられる。国内的な要因としては、選挙に際しての女性層の支持取り付けがある。特に、フェミニズム組織との人工中絶をめぐる対立の中で、FSLN は女性層を組織化する手段としてジェンダー平等政策を推進し、女性解放を担う正統性を示した。

サンディニスタ政権の強力な後押しの下で、記述的代表と実質的代表の一致という成果を得たかに見える。しかし、ジェンダー平等政策の形成過程や内容をみると、女性議員の自律的な意思決定が尊重されず党の強い拘束に

よって政策が可決されている。また、ジェンダー平等に関する3つの法律の成立過程をみても、オルテガ政権とフェミニズム組織との対立構造を背景に、女性組織・フェミニズム組織の意見が次第に反映されにくくなってきたことが見て取れる。家族法において、FSLNは女性を家族という私的空間に周縁化し、妻・母親役割を重視する政策を通じて、マチスモ文化を永続化させている。それは、女性を対象とした貧困プログラムの運営においてもみられる。FSLNの下部機関を通じて権威主義的に運営されている。貧困プログラムの透明性、客観的評価が保証されていないことで、プログラムが党の組織化と集票の道具にされた。政府の独走を抑制する水平的アカウントビリティが機能していないといえよう。

女性の政治参加において、女性の自律的意思決定が保証されることは不可欠である。ニカラグアのフェミニストにとって、女性の身体に対する自己決定は、中絶の是非を越えて女性が政治的権利を行使する民主主義の根幹に関わる問題であると認識され、民主主義の実現において象徴的意味をもつ。フェミニスト組織は、女性が自己の身体に関する意思決定に際して自律性を奪われるならば、他の「場」における意思決定に関しても自律性は保証されないと主張する。政府で議席を得ることにより制度的に「場」を獲得しても、意思決定において自律性を保障されなければ女性に政治の場が開かれているとは言えない。また、政策決定過程から非・反FSLNのフェミニズム組織や市民団体を排除し、オルテガ大統領に権力を集中させ、トップダウン式にオフィシャル・フェミニズムを管理・支配することは、女性の実地的ジェンダー・ニーズ¹¹⁾を充足させはするが、真の女性のエンパワーメントを目的とする戦略的ジェンダー・ニーズを達成できるとは言い難い。

それまでほとんど女性に閉ざされていた制度的な政治の場がクオータ制により開かれたことは大きな前進である。その機会を利用して、さまざまな女性による意思決定が可能な機会が得られた。しかし、ニカラグアの現状を見ると、それが十分に機能しているとは言い難い。オルテガ政権のオフィシャル・フェミニズムは形式的なジェンダー平等政策を推進することにより、女

性解放運動の担い手としての正統性を主張し、それにより女性を動員し選挙の得票に結びつけようとする戦略を実施している。その戦略に組み込まれた女性の政界進出や政治参加は、女性のエンパワーメントにはつながり難い。FSLN は、保守勢力の協力を取り付けたことにより強力な政治権力を得たが、その見返りにカトリック保守勢力が敵対するフェミニズム運動と対立することになった。FSLN が第一次政権において批判された家父長的な性格を改革できなかったことも、さらにその傾向を助長した。FSLN の管理・支配強化が女性組織の民主的政治参加の場を制限する結果をもたらした。女性議員の増加をジェンダー平等の実質化に結び付けるためには、政治に開かれた場を保障する必要がある。ジェンダー・クオータにおいて記述的代表が実質的代表に一致することは、ニカラグアの開かれた民主的政治の実現のためのバロメーターとなっている。

了

* 本稿は、2016年6月に開催された日本ラテンアメリカ学会第37回大会シンポジウム「ラテンアメリカにおける女性の政治参加とジェンダー・クオータ」における「ニカラグア：女性の政界進出とフェミニズム運動」の報告ペーパーをもとに執筆した。シンポジウムに参加いただいたパネリストの皆様、コメンテーターとして貴重な論点を提示していただいた方々、および的確な指摘を下された査読者に心より感謝申し上げたい。また、本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業 基盤研究(C) 課題番号 15K01897 による研究の一部として発表した。

註

- 1) ジェンダー・クオータ制が、1975年にノルウェーで導入されて以来、ヨーロッパ諸国で導入されはじめ、以降、様々な形態でクオータ制が実施されてきた。法律によって各政党に一定割合の女性候補者を義務付ける（法律型）候補者クオータ制は54か国、主に憲法によって議席の一部が女性枠とされる議席クオータは23か国、政党が内規によって自主的に一定割合の女性候補を立てる政党型クオータは53か国（候補者クオータとの併用13か国）で実施されている（Quotaproject, <http://www.quotaproject.org/systemParty.cfm> (2016.8.8 accessed)）。

- 2) Pitkin は、政治的・代表性の考察において、記述的・代表 (Descriptive representation) が「誰を代表するのか」“Standing for” に対し、「代表する人々の利益のために行動する」“Acting for” という概念の重要性を指摘している (Pitkin 1967:112)。記述的・代表は、下位集団の生得的な同質性を共有する議員、つまり本論では議会における女性議員の数に焦点を当てるのに対し、実質的・代表とは代表する下位集団の利益のためにどのように行動するのか、つまり議会における女性議員の存在の効果を問う概念である。
- 3) CEPAL、Gender Equality Observatory for Latin America and the Caribbean: Iquality Indicators: Nicaragua によれば、国会で女性議員が占める割合は 41.2% と報告されている。議会の定員は 92 名、そのうち選挙で決定される議席は 90 席で、あとの 2 席は大統領次点候補者と直近の前大統領あるいは副大統領に割り当てられる。
- 4) サンディニスタ革命期間の 1985 年から 1990 年まで D. オルテガ (Daniel José Ortega Saavedra) が大統領を務めた期間を第一次オルテガ政権と呼び、FSLN が政権復帰を果たした 2007 年以降を第二次オルテガ政権とする。
- 5) 国会議員 (全 92 議席、全国区議席 20、地方区議席 70、前大統領議席 1、次点大統領候補議席 1) 中米議会議員 (計 21 議席)。
- 6) 1979 年養育法は性別に関係なく家族の成員が家事労働を負担することを定めた。また、労働法では、妊娠を理由にした解雇の禁止や、産前産後の有給休暇が保証された。1980 年に家事労働者組合が結成され、最低 10 時間継続した休息の取得、最低賃金、時間外・休日労働への手当、産前産後の休暇の保障、不当解雇の禁止などが定められた。農業組合法では女性が個々の組合成員として土地配分の対象とされた。また、コミュニケーション・メディア法は売春と女性を商業的、経済的搾取の対象とすることを禁じた。1981 年に女性差別撤廃条約の批准、1982 年には「母親・父親・子どもの権利法」および離婚法が制定された。そして、1987 年憲法には男女平等規定を明記した。松久 (1990、2000) 参照。
- 7) 2003 年に、コスタリカでニカラグア移民のマリア・エスキバル (María Esquivel Reyes) の娘で、9 歳のロシータ (Rosita) が近所の男性に性的暴行を受け妊娠した。「暴力に反対する女性ネットワーク (Red de Mujeres contra la Violencia)」の活動家が協力し、2003 年 2 月 12 日にロシータを保護するためにニカラグアに家族を帰国させた。政府とカトリック教会は、人工中絶に反対したが、母親とその夫サンチェス (Francisco Fletes Sánchez) はロシータの中絶を強く希望した。2003 年 2 月 23 日に、国際的支援を受け、「女性ネットワーク」の協力のもとで、検察が治療的人工中絶を承認し、ロシータは人知れず妊娠

15週で人工中絶を私立病院で受けた。それから4年後、14歳になるロシータが再び妊娠・出産したことが報道された。当時、子どもは19ヶ月になっていた。母親のマリア・エスキバルは、夫がロシータの子どもの父親であり、3年以上前から夫による性的暴行を娘が受けていたとして、近親相姦の罪で夫を刑事告訴した。2008年1月18日 エステリの司祭と「ニカラグア人権保護協会」(la Asociación Nicaragüense Pro-Drecho Humano、略称 ANPDH) 代表のメタ司教 (Mons. Ablandro Meta) が、ロシータのはじめの子どもも継父サンチェスの子どもであり、「女性ネットワーク」の活動家たち9人は真実を知りながらそれを隠してロシータの中絶を扇動したとして告発した。(El Nuevo Diario 9 de Agosto, 2007)

- 8) 経済的暴力は、女性が働くことや勉強することを禁じる、また女性の給料や所有物を取り上げることが含まれる。
- 9) 30条、32条では、女性に対する暴力事件は専門の判事のみが扱う権限を有していたが、「軽微な暴力」事件では地方判事が扱うことができると修正された。46条では、調停を可能とした。調停は随意であり、男性に一回のみ、「軽微な暴力」に対してだけ認められ、経済的暴力や労働における暴力など5年以下の刑に対して適応される。5年以上の刑が課せられるのは、「深刻な」傷害を伴う身体的暴力と殺人である。
- 10) 2014年の憲法改正で憲法にこの文言が入れられた。
- 11) ジェンダー・ニーズは、「ジェンダーと開発」研究の中で女性たちが抱く関心事に優先順位をつけ、実際の開発実践に取り入れるために概念化された。実際的ジェンダー・ニーズとは社会に受け入れられている女性の役割に関するニーズで、性別役割分業や女性の従属的な立場から生ずるが、それを変えようとするものではなく、特定の状況の中で必要に迫られて生じるニーズである。一方、戦略的ジェンダー・ニーズは、男性に従属している女性の現状を把握する分析から生じたニーズで、現在の性別分業を改め、女性がおかれている従属的地位を覆すことである。(モーザ 1996: 65-68)

参考文献

- 菊地啓一 (2010) 「ラテンアメリカにおける・ジェンダー・クォータと女性の政界進出」『ラテンアメリカレポート』27 (2), 38-49。
- (2013) 「アルゼンチンとクォータ制」『国際女性』(27), 92-94。
- 国本伊代編 (2015) 『ラテンアメリカ 21世紀の社会と女性』新評論。
- 辻村みよ子 (2011) 『壁を超える: 政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店。
- 三浦まり・衛藤幹子編著 (2014) 『ジェンダー・クォータ: 世界の女性議員はな

- ぜ増えたのか』明石書店。
- キャロライン・モーザ、久保田賢一・久保田真由美訳（1996）『ジェンダー・開発・NGO：私たち自身のエンパワーメント』新評論。
- Babb, Florence E. 2001. *After Revolution: Mapping Gender and Cultural Politics in Neoliberal Nicaragua* (Austin: University of Texas Press).
- Celis, Karen and Childs, Sarah. 2008. "Introduction: The Descriptive and Substantive Representation of Women: New Direction" . *Parliamentary Affairs*. 61 (3), pp419–425.
- Cuadra Lira, Elvira y Jiménez Martínez, Juana. 2012. "El movimiento de mujeres y la lucha por sus derechos en Nicaragua. 1998–2008" . En *Puntos de Encuentro*. 2012. Biblioteca Multimedia. Movimiento de mujeres: Década 2000 al 2010. Nicaragua. CD
- FIAN. 2008. *El derecho a la alimentación y la lucha para combatir el hambre en Nicaragua-Un año del Programa Hambre Cero* de Septiembre de 2008.
- Grupo Venancia. 2015. "Hambre Cero: Cómo les va a las mujeres" . (396) marzo 2015.
- EU Election Observation Mission. 2011. *Nicaragua 2011. Final Report on the General Elections and Parlacen Elections*.
- Hernández Monzoy, Andrina. 2011. *Equidad de género y democracia interna de los partidos políticos: políticas partidistas para la inclusión política de las mujeres en América Latina*. (México: Tribunal Electoral del Poder Judicial de la Federación).
- Instituto de Estudios Estratégicos y Políticas Públicas (IEEPP). 2009. "Programa a productivo alimentario Hambre Cero", publicado en *el Presupuesto Ciudadano* Año 2, No. 3 de junio de 2009.
- . 2011. *Hambre Cero: Avance y desafío, Tercer informe de evaluación del programa productivo agropecuario*. Managua.
- Jubb, Nadine ed. 2014. "Special Issue: Feminists and Sandinistas in Nicaragua: Then and Now", *Bulletin of Latin American Research*, 33 (3), pp. 257–387.
- Kampwirth, Karen. 2004. *Feminism and the Legacy of Revolution: Nicaragua, El Salvador, Chiapas*. Ohio University Research in International Studies Latin, America Series No. 43. (Athens: Ohio University Press).
- . 2008. "Abortion, Antifeminism, and the Return of Daniel Ortega: In Nicaragua, Leftist Politics?" . *Latin American Perspectives*; 35 (6), pp. 122–136.
- Kester, Paul. 2009. *El informe evaluativo (2007–2008) Programa productivo alimentario "Hambre Cero"* para la Embajada del Reino de los Países Bajos, de enero de 2009.
- Martínez, María y Garrido, Antonio. 2013. "Representación descriptiva y sustantiva: la

- doble brecha de género en America Latina”. *Revista Mexicana de Sociología*.75 (3), junio-septiembre 2013, pp. 407–438.
- Piatti-Crocker, Adriana. 2011. *Diffusion of Gender Quotas in Latin America and Beyond: Advances and Setbacks in the last two decades*. (New York: Peter Lang Publishing).
- Piscopo, Jennifer M. 2015. “States as Gender Equality Activists: The Evolution of Quota Laws in Latin America”. *Latin American Politics and Society*, 57 (3), pp. 27–49.
- Pitkin, Hanna Fenichel. 1967. *The Concept of Representation*. (Berkeley and Los Angeles: University of California Press).

雑誌

El Nuevo Diario

- Luis Galeano.2003. “Infancia, abusos en Costa Rica: Rosa, Embarazo y aborto con 9 años” . Crónica, Domingo 23 de febrero, 2003, (384)
- Roberto Collado. 2007. “Rosita” revictimizada. Otra vez violada, embarazada y tiene una niña de su padrastro” . 9 de agosto 2007.

Revista Envío

- María Teresa Blandón. 2012. “El Código de la Familia tal como está es interventor, conservador y neoliberal” . (363) junio 2012.
- Azahálea Solís.2013. “La Ley 779 tiene una larga historia de lucha y su reforma envía a la sociedad un mensaje muy negativo” , (388) noviembre 2013.
- Weber, Clare. 2006. *Visions of Solidarity: U.S. Peace Activists in Nicaragua from War to Women’s Activism and Globalization*. (Lanham, Boulder, New York, Toronto: Oxford Rowan & Littlefield Publishers.

Website 情報

- Asamblea Nacional Nicaragua. 2013. *Datos estadísticos sobre igualdad y equidad de género en Nicaragua 2013*. Managua, Nicaragua. <http://www.asamblea.gob.ni/ugenero/estadisticas-sobre-igualdad-y-equidad-de-genero-en-nicaragua.pdf> (accessed 2014.3.27)
- Chakarova, Raly, State Feminism in Ortega’s Nicaragua, Queen’s University. <http://www.queensu.ca/sps/qpr/sites/webpublish.queensu.ca.qprwww/files/files/7%20state%20feminism%20nicaragua.pdf> (accessed 2016.2.7)
- FrenteNegro, 2010. *El programa de Usura Cero avanza en Nicaragua*. <https://causarevolucionaria.wordpress.com/2010/08/06/el-programa-de-usura-cero-avanza-en-nicaragua/>

gua/ (accessed 2016.5.10)

Masri, Hana. 2012. "Opening Space: the Relationship of Contestation Between Women and the State in Nicaragua" *Independent Study Project (ISP) Collection*. Paper 1326
http://digitalcollections.sit.edu/isp_collection/1326 (accessed 2016.1.18)

〈Resumen〉

**Política de género y el movimiento feminista bajo el
segundo régimen Sandinista:
las cuotas de género y la representación sustantiva en
Nicaragua**

Reiko MATSUHISA

En Nicaragua, después de la segunda etapa del régimen Sandinista dirigido por el presidente Ortega, se ha incrementado la participación política de las mujeres y el porcentaje de mujeres diputadas ha alcanzado el 42% del total de los parlamentarios. Por iniciativa del gobierno de Ortega, se introdujo la cuota de género y con base en ésta se han implementado una serie de políticas que buscan la igualdad de género. A primera vista, parece que la representación descriptiva (el número y las características de las dirigentes políticas a los cargos) coincide con la representación sustantiva (la introducción de prioridades y de una agenda legislativa específica para promover la participación de las mujeres en política). Sin embargo para verificar la relación entre lo cuantitativo y lo cualitativo es necesario verificar qué políticas de igualdad de género se implementan y cómo es el proceso de implementación de las mismas. En este artículo analizamos esta relación enfocándonos en la forma en que el feminismo del gobierno y el movimiento feminista promueven las políticas de igualdad de género.

Primero, analizamos la promoción del aumento del número de legisladoras

debido en parte a la presión de la comunidad internacional y en parte a la estrategia electoral del FSLN, y presentamos el estado actual de la Asamblea Nacional de Nicaragua. Desde 2007, bajo el régimen del FSLN, se han promovido varias políticas de igualdad de género, incluyendo la aprobación de la Ley de Igualdad de Derechos y Oportunidades (Ley No.648). Después hablamos del proceso y del contexto en el que se da la aprobación de tres de las leyes principales para la igualdad de género: *La Ley de Igualdad de Derechos y Oportunidades, la Ley Integral contra la Violencia hacia las Mujeres y la Ley de la Familia*. En este proceso la aprobación de la política de igualdad de género se ha facilitado con la reconciliación política entre el gobierno y los grupos católicos conservadores. Durante este proceso el movimiento feminista que está en contra del gobierno ha sido marginado de la arena política por el conflicto por el aborto, la salud y los derechos reproductivos. Las políticas de igualdad de género, nos conducen a la necesidad de proteger los derechos de las mujeres como personas, a lo contrario se da una regresión a la familia tradicional y conservadora, que es una de las críticas de los grupos feministas. Además, los programas gubernamentales para las mujeres pobres como Usura Cero y Hambre Cero están operados por los Gabinetes de Poder Ciudadano del FSLN, y lo que buscan es conducir la movilización y la organización de las mujeres hacia su partido político.

Con esta política el FSLN quiere hacer creer que la representación descriptiva coincide con la representación sustantiva. Pero, el contenido de la política de igualdad de género en el caso de Nicaragua nos genera dudas. ¿Puede ser democrático un proceso de determinación de una política que no respeta la determinación autónoma de las mujeres y está forzado por el partido? También dudamos de un proceso que dice dar espacio político a las mujeres y que pasa por alto las críticas de las feministas y de la sociedad civil. El feminismo oficial del FSLN ha promovido una política superficial de

igualdad de género. El FSLN insistió en la emancipación de las mujeres como estrategia para organizar a las mujeres en las elecciones, pero con esta estrategia la mayor participación política de las mujeres solo ha resultado en un aumento cuantitativo y no en un aumento cualitativo que empodere a las mujeres. Se debe respetar y garantizar la determinación autónoma de las mujeres en la participación política, y solo así mejorará la calidad de la democracia y se logrará una verdadera igualdad de género.